

茨城県農業信用基金協会

[法人の概要]

平成19年7月1日現在

代表者名	会長理事 高橋 宏 (非常勤)	県所管部課	農林水産部農業経済課	
所在地	茨城県水戸市梅香1丁目1番4号	電話番号	029 - 232 - 2288	
ホームページURL	http://www.ib-ja.or.jp/afa	E-mailアドレス	ibanoshinki@ib-ja.or.jp	
資本金(基本財産)	3,843,020 千円	設立年月日	昭和37年2月5日	
主な出資者	出資順位	出資者名	出資額	出資比率
	1	茨城県信用農業協同組合連合会	730,790 千円	19.0 %
	2	茨城県	694,980 千円	18.1 %
	3	全国農業協同組合連合会	206,660 千円	5.4 %
	4	北つくば農業協同組合	179,160 千円	4.7 %
	5	稲敷農業協同組合	136,320 千円	3.5 %
	その他	94 団体	1,895,110 千円	49.3 %
設立的	昭和36年に制定公布された「農業基本法」に基づき「農業近代化資金助成法」が制定され、農業近代化資金の貸付に対する信用補完を図り、融資の円滑化を図ることを目標に協会が設立された。その後、農業信用保険制度の創設(昭和41年)、幾度かの制度の改正・整備により、政策資金、各種資金の保証を行い今日まで信用補完機関としてその役割を果たしている。なお、県の出資に関しては、農業近代化資金の施策の一環(行政支援)として出資を受け(設立当初16,650千円)、その後制度の拡充・拡大にともない現在に至っている。さらには、平成14年度から担い手向け制度資金の再構築を行う中で、機関保証の充実を図ることとして基金協会の財務基盤を強化するため特別準備金が創設された。			

[事業の概要]

事業名	平成19年度事業費	内容
事業1 保証業務	769,370 千円	会員たる農業者等が農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金のほか、農業者等の事業または生活に必要な資金を借り入れることにより、融資機関に対して負担する債務の保証と付帯する業務。
事業2 促進業務	30 千円	農業経営基盤強化促進法の認定を受けた者に対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付を行う融資機関に対する当該貸付に必要な資金の供給と付帯する業務。
事業3	千円	

[組織]

年度	平成17年			平成18年			平成19年			
	7月1日現在の人数	県派遣	県OB	県派遣	県OB	県派遣	県OB			
役員	常勤理事	1	0	0	1	0	0	1	1	0
	非常勤理事	7	0	0	10	1	0	10	1	0
	常勤監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤監事	3	1	0	3	1	0	3	1	0
	計	11	1	0	14	2	0	14	3	0
職員	管理職	6	0	0	8	0	0	6	0	0
	一般職	11	0	0	9	0	0	9	0	0
	臨時職員	1	0	0	1	0	0	4	0	0
	嘱託職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	18	0	0	18	0	0	19	0	0
当期常勤職員の年齢構成	20代以下	30代	40代	50代以上	合計	平均年齢	平均勤続年数			
	6	4	4	5	19	39歳8月	10年5月			

[収支の状況]

茨城県農業信用基金協会

(単位:千円)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
収 支 の 状 況	収入合計	2,156,442	1,149,689	745,152
	事業収入	2,156,442	1,149,689	745,152
	事業外収入	0	0	0
	支出合計	2,153,386	786,112	733,741
	事業支出	2,153,386	786,112	733,741
	事業外支出	0	0	0
	うち管理費	153,147	166,288	173,483
	うち人件費	127,592	127,939	130,564
	当期収支差額	3,056	363,577	11,411
	正味財産増加額	88,580	0	0
正味財産減少額	0	330,769	1,300	
当期正味財産増減額	91,636	32,808	10,111	
前期繰越正味財産	5,368,239	5,459,875	5,492,683	
期末正味財産	5,459,875	5,492,683	5,502,794	
財 産 の 状 況	資産	10,876,991	10,686,522	10,883,608
	流動資産	10,746,942	5,828,486	5,043,494
	固定資産	130,049	4,858,036	5,840,114
	負債	5,417,116	5,193,839	5,380,814
	流動負債	1,563,497	2,102,647	2,263,771
	うち短期借入金	0	452,275	581,580
	固定負債	3,853,619	3,091,192	3,117,043
	うち長期借入金	1,069,325	574,080	408,280
正味財産	5,459,875	5,492,683	5,502,794	

[財的関与の状況]

(単位:千円)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
財 的 関 与 状 況	補助金	2,950	1,043	6,702
	委託金	0	0	0
	貸付金			
	計	2,950	1,043	6,702
	財政的関与の割合(%)	0%	0%	1%
	損失補償・債務保証			

[平成18年度の補助金等の目的・内容等]

支 出 項 目	目 的 ・ 内 容 ・ 効 果
補助金	特別準備金補助金:平成18年度茨城県農業信用基金協会特別準備金積立補助金交付要領に基づく、特別準備金積立事業で、担保や第三者保証人に依存せず農業関係制度資金の融資が受けられるように機関保証を充実するとともに、財務基盤を強化する。 同和地区農業経営改善資金債務保証補助金:農業者の負担の軽減と経営改善の円滑な融資を図るため、同和地区農業設備資金に協会が債務保証を行った場合、保証に要する経費を県が補助する。
委託金	
貸付金	

[評点集計]

評価の視点	評価項目数	評点	満点	得点率
計画性	4	8	8	100.0%
目的適合性	5	8	14	57.1%
組織運営の適正性	4	6	8	75.0%
健全性	11	28	40	70.0%
効率性	8	-10	28	-35.7%
合計	32	40	98	40.8%

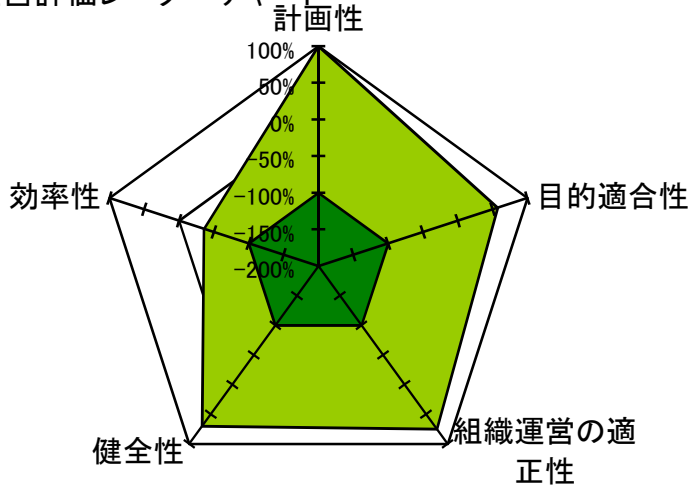
公益法人会計用

茨城県農業信用基金協会

警戒指標

--

経営評価レーダーチャート



《評価の視点》

計画性	経営目的、経営方針が各種計画に反映され、計画・実行・見直しが行われているか
目的適合性	法人が行っている事業と当初の設立目的が適合しているか
組織運営の適正性	組織、人事、財務等の内部管理体制が適切に整備・運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切か
健全性	法人の財務体質が健全であるか、また、各事業の採算性がとれているか
効率性	組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているか

各評価項目については、「出資法人等経営評価指標及び評価基準等」を参照

[法人の自己評価(経営概況, 経営上の課題・対策等)]

計画性	目的適合性	組織運営の適正性	健全性	効率性
中期総合3か年計画および年次別事業実績(見込みを含む)に基づき、新事業年度の計画を策定した。期中においては、月次・四半期・半期毎に計画を検討し計画達成に向けた対応策を実施した。	鳥インフルエンザをはじめ農業制度資金および農協システムプロパー資金の農業資金に関して積極的に保証引受を行い、農業者等が必要とする資金の円滑化に努めた。なお、18年度も鳥インフルエンザ対応として銀行融資の保証対応を行った。BSE資金等の代位弁済については、特別支援金の承認・交付の迅速対応を要請した。生活資金については、住宅ローンの休日相談会へ参画するなど、利用者ニーズに積極的に応えた。	平成17年4月の個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報取扱規程等による情報の保護とホームページ更新による情報公開に努めた。さらに、内部監査規程に基づき、内部監査を行い業務運営の適正化を図った。	債務保証については、全国機関への再保険・再保証を行いリスクの分散を図った。諸引当金については、会計基準に基づき全額引当を実施した。借入金は、全国機関から政策に基づき各県協会へ配分されているもので減少した。(金利は日銀が公表する預金金利を基準に設定)	平成18年度から事務処理の迅速化・効率化を図るため業務部門を、農業資金・生活資金・債権管理・法的回収の4部門とした。なお、認定農業者、集落営農等の多様化する保証審査に対応強化するため農業資金部門を独立させた。また、17年度に会計規程が変更となりその影響が事業収入や管理費用等に表れたが、18年度も引き続き効率化に努めた。
今後の事業展開の方向	<p>1 「中期総合3か年計画」(平成19年度～平成21年度)の初年度としての諸実施方策の着実な実践。</p> <p>(1)保証業務の拡充強化 (2)代位弁済の適正化と求償権管理の強化 (3)財務内容の充実強化 (4)業務運営体制の整備強化</p> <p>2 早期是正措置(健全性基準, 業務改善命令)に対応して経営の健全性を判断するための自主基準の措置等について審議・答申を行う委員会を設置する。</p>			

[法人を担当する課の意見]

計画性	目的適合性	組織運営の適正性	健全性	効率性
経営基本方針、中期経営計画、年次計画とも策定し、数値目標を設定しており、年次計画の差異の分析も定期的を実施し、具体的な改善策を講じている。	当該団体は、農業信用保証保険法に基づき昭和37年に設立されて以来、同法上の目的に適った業務を行っている。	経営上の重要な意思決定は理事会の決議によりなされており、また、事業内容をホームページで公開するなど組織は概ね適正に運営されている。	当該団体の当期利益は黒字であり、また、会計基準に基いた金額を引当金として処理しており健全に運営されている。	平成17年度に会計基準が変更となり各種引当金戻入を収入に算入しなくなったことの影響が表れているが、業務部門を2部門から農業資金・生活資金・債権管理・法的回収の4部門にするなど事務処理の効率化を図っており問題ないと考えられる。
法人担当課の意見	当該団体は、農業信用保証保険法に基づき設立され、融資機関の農業者等に対する貸付について、債務を保証することにより農業経営の改善を図ることを目的としている。当該団体の経営は概ね健全なものと考えられ、今後とも適正な保証審査に努め、新規保証の拡大を図るとともに経営の効率化に努められたい。			

[総合評価]

取組みを強化すべき視点					
総合的所見等					
	<p>「農業信用保証保険法」の一部改正に伴う新会計基準等の適用・導入により、基金協会の健全性が求められ、業務部門の組織見直しをはじめ、外部監査の実施、新会計基準への準拠、債務保証リスクの分散等に取り組み、経営の改善に努めていることは評価できる。</p> <p>求償権について、件数は7.2%減少したものの、金額は3.2%増加しており、今後とも行政・全国機関・会員等と連携しながら、適正な保証審査及び新規保証の拡大を図るとともに、求償権の回収強化に努められたい。</p>				
総合的所見等に係る対応	<p>当法人が、引き続き、健全経営を確保しながら、農業者等に対する信用補完機関としての役割を果たしていくため、積極的な債務保証の引受、保証審査の迅速化と適正化、求償権回収の強化、関係機関との人事交流による人材の育成などに取り組むよう指導していく。特に、求償権の回収強化については、債務者の現況を常時把握し、その実情に即した回収を行うよう指導していく。</p>				

< 茨城県農業信用基金協会 から県民のみなさまへ >

農業者等が必要とする資金の融通を円滑にするため、健全経営の維持ならびに健全な保証機関としてその役割を十分に果たし、もって県内農業の生産性の向上、農業経営の改善、および生活の維持向上等に資するよう努めてまいります。

平成20年2月 会長理事 高橋 宏